

習志野市教育委員会会議録
(令和5年第10回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和5年10月25日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時20分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 島 本 博 幸 |
| | | 生涯学習部長 | 片 岡 利 江 |
| | | 学校教育部参事 | 菅 原 優 |
| | | 学校教育部次長 | 杉 山 健 一 |
| | | 生涯学習部次長 | 芹 澤 佐知子 |
| | | 学校教育部副参事 | 相 澤 慶 一 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育部課長 | 奥 秋 裕 司 |
| | | 指導課長 | 近 藤 篤 史 |
| | | 総合教育センター所長 | 小 出 広 恵 |
| | | 社会教育部課長 | 越 川 智 子 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 学校教育部主幹 | 西 郡 隆 司 |
| | | 学校教育部主幹 | 河 村 幸 枝 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 |
| | | 学校教育部主幹 | 奥 山 昭 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 志 摩 豊 |
| | | 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 |
| | | 学校教育部主幹 | 松 田 裕 美 |
| | | 生涯学習部主幹 | 高 田 賢 |
| | | 学校教育部主任管理主事 | 寺 嶋 耕 一 |
| | | 指導課主任指導主事 | 伊 坂 尚 子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和5年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 臨時代理の報告について(習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について)

第3 議決事項

- 議案第25号 指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)
- 議案第26号 令和5年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第27号 習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について
- 議案第29号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第30号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第31号 習志野市いじめ防止基本方針の改定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。
また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第25号ないし議案第27号を非公開とし、非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、議案第28号ないし議案第30号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和5年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和5年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 臨時代理の報告について(習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について) (社会教育課)

越川社会教育課長

報告事項(2)「臨時代理の報告について(習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について)」、説明する。本件は、習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例が、令和5年習志野市議会第3回定例会で可決されたことに伴い、同条例施行規則を廃止するにあたり、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時代理したため報告するものである。

「モリシア津田沼」の一部に位置する文化ホールについては、「モリシア津田沼」の信託受益権を有する野村不動産株式会社から老朽化に伴う当該施設の更新にあたり、文化ホールの建替えを含めた津田沼駅南口地区の一体的な市街地再開発事業の提案がなされ、市は建替えに係る協議を進めてきた。一方、文化ホールは開館後45年が経過し、老朽化が著しく、現状のままでの使用が困難であると判断したため、令和5年4月1日から休館しているところである。この度、野村不動産株式会社との間で「津田沼駅南口地区で実施予定の市街地再開発事業におけるまちづくりに関する確認書」を締結し、市街地再開発事業により、新たなホールを整備することについて確認したことに伴い、本条例を廃止し、公布日を施行日としたものである。このことにより、市長より当該ホールの維持管理に係る事務の委任を受け、教育委員会が所管している施行規則についても同日付で廃止したものである。規則廃止については、教育委員会の議決案件であるが、法務手続き上、大元となる条例案の議決が習志野市議会第3回定例会最終日の9月29日となったことから、施行・公布の日程を踏まえ、同日付で廃止として臨時代理させていただいたものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

議案第28号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

志摩学校教育部主幹

議案第28号「令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について」、説明する。昨年度にお示しした方針から、資料2ページ目の新旧対照表のとおり変更するものである。「習志野市職員の定年等に関する条例」により、職員の定年が延長となり、今年度の定年は61歳となるが、管理職の上限年齢は60歳であるため、60歳で役職定年となる。しかしながら、任命権者が公務の運営に著しい支障が生じると認められた場合には、引き続き管理職として勤務させることができるの特例から、「第2 実施事項」に新たに記載したものである。その他、昨年度と大きな変更点はない。就学前の質の高い教育・保育が適切に行われるよう、一層の充実を図るための適材・適所の人事配置を考えていきたい、と概要を説明

議案第29号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

議案第30号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

奥秋学校教育課長

議案第29号「令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」、及び議案第30号「令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について」、一括して説明する。

まず、議案第29号については、県教育委員会の人事異動方針に基づき適正かつ円滑に実施していきたいと考えている。なお、基本的に県教育委員会の異動方針に則ったものとなっており、昨年度との変更箇所は資料3ページ目の「令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の変更点」のとおりである。来年度職員の定年が61歳となるが、管理職については60歳で役職定年となり管理職から退くことになる。しかしながら、豊富な経験や組織的マネジメント力をお持ちの方に、特例で管理職を担っていただくことができる制度ができたことから、県にならい、「第2 実施要項」の(2)及び(3)を変更している。また、「11 再任用について」では、定年の延長に伴い、引用している県の条例が、「再任用に関する条例」から「定年等に関する条例」になったことから文言整理したものである。その他については、変更点はない。

次に、議案第30号について、習志野市立高等学校教職員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、県教育委員会の人事異動方針に準じている。本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し人事異動を行っていきたいと考えている。なお、昨年度との大きな変更点はない、と概要を説明

小熊教育長

議案第29号の市立小学校及び中学校の人事異動方針について、本市の異動に係る課題について説明していただきたい、と質問

奥秋学校教育課長

異動傾向に偏りがある点が本市の課題である。本市の人事異動方針に沿って、教職員の適正配置がさらに進むよう、今後研究していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

偏りとは具体的にどういったことなのか、と質問

奥秋学校教育課長

個人調査票によると、教科や研究する内容等によって偏る傾向がある、と回答

小熊教育長

全体的な年齢構成に係る課題について説明していただきたい、と質問

奥秋学校教育課長

年齢構成については、現在、50代前半ないし40代の教職員が減っており、30代から20代の教職員が非常に多くなってきている傾向である、と回答

小熊教育長

それらの課題を踏まえて、バランスの良い人事異動を県に具申していくという考え方でよいか、と質問

奥秋学校教育課長

御指摘のとおりである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号、議案第29号及び議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第31号 習志野市いじめ防止基本方針の改定について

(指導課)

近藤指導課長

議案第31号「習志野市いじめ防止基本方針の改定について」、説明する。

資料1ページ目の「1 改定検討への経緯」を御覧いただきたい。平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、それを受け習志野市いじめ防止基本方針を平成27年11月に策定している。本法律の制定から10年が経ち、当時から現在に至るまで社会情勢の変化、いじめ問題への社会全体の捉え方の変化等も踏まえ、また、昨年12月に新しい生徒指導提要が示されたことを受け、本市いじめ防止基本方針についても見直しを図ろうとするものである。

昨年度に文部科学省より示された生徒指導提要の改訂のポイントとして、1点目が学校のいじめ防止基本方針を教職員、保護者、地域等で共有し、いじめ対応は組織的な対応で行うこと、2点目が傍観者を生まないいじめ防止教育を行うこと、3点目が困った、助けてと言える環境づくりを進めることなどが柱としてあげられている。本市においても、いじめ問題は重要な課題であり、多様性を認める人権教育、実効的な組織体制、いじめの未然防止教育、早期発見・対応、重大事態に発展させない生徒指導等の対応が求められており、本市のいじめ防止基本方針にもそれらの要素が反映されるよう改定を実施し、いじめ問題対策が適切に行われるよう各学校に周知していく。

資料1ページ目の「2 改定内容の概要」を御覧いただきたい。改定点は5点あり、1点目は、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページ等で公表すること、児童・保護者や地域住民の声を聞くことを追加するものである。学校のいじめ防止基本方針を公表することは、自校のいじめ防止への取り組みを振り返り、より良いものにしていくために重要である旨、生徒指導提要にも示されていることから明記するものである。2点目は、法や自校の学校いじめ防止基本方針について学ぶこと、そして、傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施することを追加するものである。学校のいじめ防止教育の重要性が、新しい生徒指導提要でも提唱されており、本市でも匿名メール相談WEBアプリの導入に合わせ、脱いじめ傍観者教育を行っているが、これにも関連した内容となっている。3点目は、学校におけるいじめの防止等に関する措置のうち早期発見についてで、教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は、学校のいじめの防止等の対策のための組織に報告・共有する必要があることを追記するものである。4点目は、いじめに対する措置として、特定の職員で抱え込まずに集約担当を位置付けることを追加するものである。これらは、いじめに直面した学級担任と特定の職員で情報を抱え込むのではなく、校内で年間をとおして集約担当を決め、その情報共有を速やかに行うことを目的としている。3点目・4点目ともに、いじめ問題の対応の原則として、組織的に対応するということを重点としており、これは、いじめは単に一人で抱え込まない、また、いじめを認知した時は迅速に組織で情報を共有し、対応方針を検討することで早期発見を図ることを目的としている。5点目は、重大事態への対処として、同種の内いじめ再発防止のための調査結果の公表について、追

加するものである。これは、別途策定している、重大事態の公表ガイドラインに則り、本市のいじめ防止基本方針にも反映させることを目的としている。

なお、今後、令和6年1月にホームページでの公表に向けて進めていく予定である。本市のいじめ防止基本方針のもと、各学校において活動を振り返るとともに、いじめ防止基本方針を見直し、令和6年度には、新たな学校いじめ防止基本方針のもとで教育活動が行われるよう整備していく、と概要を説明

高橋委員

資料本編の5ページ目の(4)に「別途定めるガイドライン」とあるが、これはどういったものか、と質問

近藤指導課長

重大事態の公表についてのガイドラインで、被害児童生徒や保護者等の合意に基づき、公表するか否かも含めて相談し、個人情報をおふせて6カ月間、事例を周知することなどをまとめたものである、と回答

高橋委員

そのガイドラインは、既に教育委員会定例会の中で議論されたものなのか、と質問

近藤指導課長

ガイドラインは策定済みで、ホームページで公開もしている、と回答

小熊教育長

教育委員会定例会でのガイドラインの議論の過程について、補足して説明していただきたい、と質問

近藤指導課長

確認の後、回答させていただきたい、と回答

馬場委員

公表について、保護者や児童生徒の意向を踏まえ、かつ、個人情報はわからない形で公表するのは大前提だと思うが、例えば、児童生徒や保護者から公表してもかまわないとの意向が確認できた場合、内容の深さなど具体的にどの程度が公表されるのか、と質問

近藤指導課長

個人名、学年、学校等はわからないようにした状態で、どのような関係性で、どのようなことが起こったのかを公表している。過去に1件ホームページ上に公開していたものについては、事例の内容や問題となったことを説明した内容となっている、と回答

杉山学校教育部次長

補足して説明させていただく。まず、いじめの重大事態が起きた場合、調査主体が調査をして、その調査結果報告書があがってくる。公表に際しては、保護者にもその調査の部分についてお示しし、公表を望まれた場合、または、公表した方が今後のいじめの対応にとってより良いであろうというような場合について、そういったところも保護者と確認をしながら、概要版を教育委員会で作成していく。概要版については、どういう態様のいじめであったのか、また、なぜそういうことが起

きているのか、今後どういった形で対応していけば防げるのかということ、その調査から学んだ対応も含めて記載し、保護者と内容も確認した上で公表するという流れで行っているところである。当然ながら、個人が特定できるような形での報告ではない、と発言

馬場委員

概要版とのことであるが、結局はその事案に関わった人達や見聞きしていた人達からすれば、公表の内容を見れば何となくわかってしまうこともあると思う。そういったところから個人情報漏れることを防がなければならないので、公表に際しては慎重に慎重を重ねるくらいの気持ちで取り扱わなければならないと思う。逆に、保護者や児童生徒が公表を望まなかった場合は、ホームページに載らないので広く知られないままになってしまう。公表の目的はどこに書いてあるのか。公表を望まない人が多く、掲載されないケースが多いと意味がないように感じる。なぜこれを載せるのか、目的について詳しく説明していただきたい、と質問

近藤指導課長

公表の目的としては、再発防止に繋がるよう事例を周知することである。ただし、関係した児童生徒と保護者の意向が最優先となることから、公表するか否かだけでなく、公表する場合にはその内容をよく検討した上で同意をいただき、6カ月という期間内で対応することを基本方針としている、と回答

馬場委員

近隣の自治体で公表しているところはあるのか、と質問

杉山学校教育部次長

近隣では船橋市等が、いじめの重大事態が発生した事実については公表している。公表の仕方は一定ではないが、ここ最近の流れとしては、ホームページで公表している自治体が全国的に増えてきている傾向にあると捉えている、と回答

馬場委員

とてもデリケートなことなので、公表に至った場合も至らなかった場合も、当該児童生徒と保護者を守っていただけるような仕組みを構築するとともに、取り扱いについては、十分な配慮をお願いしたい、と要望

小熊教育長

今回の改定において、集約担当を位置付けるとあるが、具体的には校内においてどういう立場の者が集約担当になるのか、また、その決定は誰がするのか補足して説明していただきたい、と質問

近藤指導課長

集約担当については、集約した情報を全て整理し、緊急性や事案の重さを判断した後、校長の承認を得て、実際に会議を開いて組織として対応する役割を担う。各学校で決定しており、管理職や生徒指導の担当等が中心となって、どの教諭が担当するかということを決めている。実際には、小学校では主に学年主任、中学校では同じく学年主任、または学年の生徒指導担当等が担当になることが多いと認識している、と回答

小熊教育長

この集約担当は、小中学校それぞれ、どのくらいの人数となるのか、と質問

近藤指導課長

明確な規定はないが、中学校では学年に1人、小学校では基本的には学年ごと、学校規模によっては複数学年をまとめた配置と認識している、と回答

高橋委員

人権を守らなければならない一方で、再発防止に役立てなければならないという難しい対応だと思う。そういった意味でも、このガイドラインはとても重要だと感じたため、先程のガイドライン策定までの議論の経緯について質問したところである、と発言

小熊教育長

先程保留となっていた質疑について回答は可能か、と質問

島本学校教育部長

まず、高橋委員からの、いじめ重大事態の公表のガイドラインについて、教育委員会定例会において策定に係る議論があったか否かについての御質問にお答えする。本ガイドラインについては、令和5年第1回教育委員会定例会での報告事項「令和4年度いじめ重大事態調査結果について」の報告に際し、公表ガイドラインをお示しし、御確認いただく形を取らせていただいているが、協議事項あるいは審議事項としての議論は行っていない。報告事項の中でお示しし、御確認いただくことで整理させていただいたものである。

次に、馬場委員からの公表に関する御質問にお答えする。公表については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい」とあり、これを受け、本市ガイドラインを策定していることから、公表する際にはこれらを鑑みて当事者の意向を確認した上で公表している状況である。また、これらを踏まえ、本市ガイドラインの公表の考え方として、1点目「公表することにより社会全体でいじめ問題を考える契機となること」、2点目「学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止へ向けた風通しの良い教育環境を創りあげることができること」、3点目「第三者機関である習志野市いじめ問題対策委員会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保てること」等の観点から、本市の個人情報保護に係る条例等に従った中で公表するという内容でガイドラインを策定している。なお、本市ガイドラインについては、市ホームページで公開している、と回答

高橋委員

方針の中で「教育委員会が別途定める」という表現であったため、気に掛かった次第である。説明については承知した、と発言

小熊教育長

いじめの問題については、一つひとつ丁寧に対応していかなければならないと再確認した。特に、重大事態として認定していくことに関しては、公表のことも含めて様々な御意見をいただきながら慎重に進めていくことが重要である。事務局としてもしっかりと確認しながら取り組んでいきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決さ

れた。

＜議案第25号ないし議案第27号については非公開。

ただし、令和5年11月27日をもって

市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第25号 指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設) (生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第25号「指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)」について、説明する。令和5年度末をもって指定管理期間が満了となる本市スポーツ施設のうち、資料に記載の9つの施設に係る次期指定管理者の指定について、市長に申し入れるものである。

本件については、令和5年教育委員会第4回定例会において、「公募により選定する」こと等について、使用料改定の議案の際に御報告したところである。公募にあたっては、本年7月3日から8月17日までの間、募集を行い、3者から申請があった。提案内容の審査、評価を行った結果、「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」を指定管理者の候補者として選定した。同法人は、スポーツ施設の運営管理並びにスポーツ振興に関する事業を展開し、本市が目指す、「市民一人ひとりが生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」に寄与することを目的とした法人であり、財団設立以来、本市におけるスポーツ施設の運営管理やスポーツ振興事業を実施しており、その実績を生かしたサービスと関係団体との良好な関係づくりが強みである。今回の提案内容では、これまでの安心・安全な施設の管理運営はもちろんのこと、団体として経済的に安定していること、さらに、「支えるスポーツ」の面において、各団体に対する新たなサービスの提供等が提案されていることから、本市の求める水準を十分満たしているものと判断し、指定管理者の候補者として選定したものである。なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第26号 令和5年度教育費予算案(12月補正)について (教育総務課)

中野教育総務課長

議案第26号「令和5年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。本議案は、今ほど議案第25号で可決いただいた、スポーツ9施設の指定管理料に係る債務負担行為の設定についてである。表の事業概要等の下段を御覧いただきたい。令和6年度から毎年度1億6,984万7,000円、5年間の合計で8億4,923万5,000円を令和5年度12月補正予算案として、市長に申し入れるものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第27号 習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(学校教育課)

奥山学校教育部主幹

議案第27号「習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明する。本議案は、習志野市立向山こども園の設置に伴い、習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例から、習志野市立向山幼稚園を除く改正を行うことについて、市長に申し入れをするものである。向山こども園は、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、向山幼稚園に保育所機能及び在宅の子育て家庭も利用できるこどもセンター機能を追加し、地域の子育ち・子育ての拠点として、現在の向山小学校の敷地内に設置する。令和6年度の定員は、短時間児が3歳から5歳で80名、長時間児が0歳から5歳で142名の合計222名を予定している。現在、向山幼稚園に在籍している4歳児5名については、次年度は向山こども園の5歳児クラスに入園することとなる。なお、向山こども園設置に伴い、「習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例」については、向山こども園を追加する条例の一部改正を行う。本条例改正については、次回の習志野市議会第4回定例会に議案として提出しようとするものである。施行日については、「習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」及び「習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正する条例」ともに令和6年4月1日とする、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言